

令和 7 年度

介護保険指定事業者講習会



目次

1. 指導監査実績等について

- A 行政処分・減算・返還事例紹介(動画のみ・資料なし)
- B 運営指導フィードバック(動画のみ・資料なし)
- C 知多北部広域連合からの連絡事項

2. 各種届出に関する手続きについて

- A 変更の届出
- B 加算・減算に関する届出
- C 宿泊サービス事業の届出
- D 訪問介護の回数が多いケアプランの届出
- E 支給限度額等一定割合超に係るケアプランの届出
- F 電子申請届出システム
- G 協力医療機関の届出
- H 事故等発生時の報告の取扱い
- I 業務管理体制整備に関する届出

3. 運営推進会議について

4. 外部評価について

5. 事業所の指定等に関する手続きについて

- A 事業所の新規指定
- B 事業所の指定更新
- C 事業所の廃止、休止及び再開

6. 「居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼届出書」

作成の留意点

7. 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給

8. 軽度者に係る福祉用具貸与費の算定について
9. 短期入所サービスを利用する日数が認定期間の
おおむね半数を超える利用に係る事前協議について
10. 令和7年度ケアプラン点検実施報告
11. 知多北部広域連合の業務体制

1. 指導監査実績等について

C 知多北部広域連合からの連絡事項

1 電子申請届出システムについて

令和6年1月より知多北部広域連合においても順次当該システムの受付を開始しております。原則、令和8年4月からは当該システムによる受付としますので、よろしくお願ひいたします。

2 指定更新について

介護保険法の規定により、介護サービス事業所は6年ごとに指定の更新をする必要があります。期限内に更新申請に必要な書類を知多北部広域連合へ提出してください。

詳細は知多北部広域連合HPに掲載しておりますので、ご確認ください。

3 虐待疑惑の報告について

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる人を発見した者に対し、通報の努力義務があります。特に、高齢者の生命や身体に重大な危険がある場合には速やかに市町村及び知多北部広域連合に通報してください。市町村職員等には守秘義務があり、通報した人の情報は守られます。また、通報したことによる解雇は禁止されています。

住み慣れた地域ですべての人が尊厳ある生活をするために、現在起きている虐待の解消や再発防止を進め、住みよい地域社会を築いていきましょう。

4 地域密着型サービスの利用に係る取り扱い

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活が継続できるようにするために、身近な市町村で提供されるのが適当なサービス類型として創設されました。

知多北部広域連合では、原則として利用開始前から関係市町に在住している人のみが対象になります。ただし、過去にその地域に住んでおり「住み慣れた地域」だとアセスメントやサービス担当者会議等を通じて判断できる場合には、転入直後でも利用を認めることができます。

5 各基準の把握

以下のとおり今後の経過措置に係る内容を記載しますが、併せて現況の減算項目について把握をしていただきますよう努めてください。

令和9年4月1日より義務化 (全サービス)

生産性向上委員会の設置

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

令和9年4月1日より義務化 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

協力医療機関との連携体制の構築

介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
- ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

6 認知症対応型共同生活介護の人員基準

国の解釈通知にて、介護従業者に係る日中の人員基準（利用者3人に対し介護従業者1人※常勤換算）については以下のとおり例示されています。

【・利用者8人　・常勤の勤務時間1日8時間　・21時から翌朝6時までが夜間帯】の場合

⇒6時から21時までの15時間の間に、8時間×3人＝延べ24時間分のサービスを提供すること。
⇒当該時間帯においては、常に介護従業者が1人以上確保されていること。

しかしながら、必ずしも国の解釈通知で記載のある例示どおりでなくとも問題は（厚生労働省確認済）はなく、日中に勤務する1日の職員の勤務時間については、各事業所でサービス提供するにあたり、必要な人員を配置するとともに、人員基準上必要な**常勤換算**（利用者3人に対し介護従業者1人）による配置に十分留意してください。

7 地域密着型サービスに係る指定

令和7年度中にお問い合わせで、新たに地域密着型サービスを始めたい旨のお問い合わせを複数いただきましたが、地域密着型サービスについては、原則、東海市、大府市、知多市及び東浦町（以下、関係市町）で新たに必要な地域密着型サービスを、知多北部広域連合介護保険事業計画（以下、介護計画）策定時に知多北部広域連合へ報告していただき、介護計画内の施設整備計画に設定する必要があります。その後、関係市町にて公募し、選ばれた法人が指定の手続きに進むことができます。なお、居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型通所介護、介護予防訪問相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスについてはこの限りではございません。

8 お問い合わせ及び手続きについて

介護保険施制度について、不明点等ございましたら気軽にお問い合わせいただければと思いますが、お問い合わせの中には抽象的で、その人の感覚や不確かな記憶による内容のものもございます。ご多用のところ恐れ入りますが、お問い合わせの際は、「赤本〇ページに記載されている内容について、△△という解釈で間違いないでしょうか。」のような、お問い合わせに係る情報の発信源から、ご自身の解釈までお伝えいただけすると、対応が円滑に進みますのでご協力お願いします。

また、軽度者申請に係る車いすの貸与や、重要事項説明書のみの変更届等、知多北部広域連合には不要な手続きについて、相互の事務軽減のためにもお控えください。

9 各種記録について

運営指導時に委員会を始め、研修・訓練等各事業所が実施すべき基準を確認させていただきますが、「実施はしているが記録はない」といった回答をされる事業所がございます。基準上、「記録を残す」と記載がない場合であっても、後日に当時の記録を見返し、サービスに活かしていくことが今後の事業所の発展にも繋がりますので、記録を残していただければ幸いです。記録がなく、基準上実施しなければならない項目を把握できない場合、監査に切り替え、一人ひとりから聴取することもございますのでご留意ください。

10 事業者用掲示板をご活用ください

知多北部広域連合ホームページ内に介護保険事業者へのお知らせページを創設しました。ご活用ください。

【知多北部広域連合から各事業所へ】

知多北部広域連合で定めた取り決めや重要なお知らせ

- ・指定更新手続きが必要な事業所のお知らせ
- ・介護保険事業者講習会のお知らせ
- ・電子申請届出システムの運用開始について

知多北部広域連合から各事業所へ

[EXCEL 地域密着型サービス 更新申請対象事業所一覧](#)

[EXCEL 居宅介護支援事業所、総合事業分 更新対象事業所一覧](#)

令和7年12月26日 令和7年1月受付分（地域密着型サービス）、令和7年1～4月受付分（居宅介護支援事業所、総合事業）更新対象事業所について上記のとおり掲示します。該当事業所については掲示内容をご確認いただき、期限までに更新申請をお願いします。

[WORD 【重要】指定更新の手続きについて](#)

令和6年5月23日 指定更新の手続きについて、別添のような取扱いとさせていただきます。

[PDF 令和6年度介護保険指定事業者講習会を開催します。](#)

令和6年12月12日 令和6年度介護保険指定事業者講習会をオンデマンド形式（動画配信）で開催します。

[運営指導・集団指導 ページへ移動](#) →

【介護保険最新情報】

厚生労働省より発出された介護保険最新情報（リンク）を掲載しています。

介護保険最新情報

国より発出された介護保険最新情報が掲載されています
[厚生労働省ホームページ](#) →

【周知・案内・その他お知らせ】
研修、セミナー等案内を掲載

周知・案内・その他お知らせ

[PDF](#) [介護事業者のための業務継続計画（B C P）セミナーの開催について](#)
令和7年1月23日 このことについて、国より周知依頼がありました。

[通常助成事業](#) →

[モデル事業](#) →

令和7年1月16日 令和7年度WAM助成（通常助成事業・モデル事業）において、
【社会福祉諸制度の狭間にある課題に対応し、地域共生社会の実現に向けて取り組む
事業】を実施する団体の活動を募集します！

[PDF](#) [【ご案内】おおいた認知症きぼうフォーラム「語ろう！新しい認知症観～
共生社会の実現を推進するための認知症基本法を知る～」の開催](#)
令和7年1月16日 このことについて、国から案内がありましたので周知させていただきます。

1 1 窓口時間の変更について

令和8年1月5日（月）から、東海市が、庁舎等の窓口時間及び電話受付時間を変更することに合わせて、知多北部広域連合においても窓口時間を変更します。

変更後の窓口時間は、午前9時から午後4時です。

電話受付時間については、これまで通りです。

1 2 ケアプランデータ連携システム普及啓発事業

高齢化社会の進展に伴い、介護需要が高まる一方で、生産性年齢人口の減少により介護人材の大幅な不足が見込まれています。今後、介護人材を増やし続けていくことは困難であることから、介護分野における生産性の向上は不可欠となっています。

そこで、介護人材の負担軽減を図り、限られた人材で質の高いサービスを提供していくため、ケアプランデータ連携システム普及啓発事業を実施します。

知多北部広域連合では、当該事業を株式会社善光総合研究所に委託しました。

伴走支援のお申し込み ポータルサイトから



お知らせ
[タダカヨ・サポートデスク](#)
[リモートサポート](#)
[便利なサイトのご案内](#)
[フリーハスの関連情報](#)
[伴走支援のための情報ページ（外部サイトとなります）](#)



<https://sites.google.com/tadakayo.jp/chitahokubukouikirengou/top>

伴走支援については、ポータルサイトからよろしくお願ひいたします。